

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号）、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年岐阜県条例第 48 号）及び岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年岐阜県条例第 38 号）を改正することを勧告する。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 勤勉手当について

ア 令和 4 年 12 月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を 1.05 月分（再任用職員にあつては、0.5 月分）とすること。

(イ) 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員

（以下「管理・監督職員」という。）

勤勉手当の支給割合を 1.25 月分（再任用職員にあつては、0.6 月分）とすること。

(ウ) 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

勤勉手当の支給割合を 1.05 月分とすること。

イ 令和 5 年度以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ

1.0月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.475月分）とすること。

(イ) 管理・監督職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.575月分）とすること。

(ウ) 教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。

2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについては、令和4年12月1日から、1の(2)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては、令和5年4月1日から実施すること。